

令和5年第3回府中町議会定例会

会 議 録（第2号）

1. 開 会 年 月 日 令和5年6月23日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和5年6月26日（月）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 議長   | 梶 川 三樹夫 君 | 副議長  | 二 見 伸 吾 君 |
| 1 番  | 川 上 翔一郎 君 | 2 番  | 宮 本 彰 君   |
| 3 番  | 西 山 優 君   | 4 番  | 狩 野 雄 二 君 |
| 5 番  | 坂 田 栄 一 君 | 6 番  | 田 中 伸 武 君 |
| 7 番  | 山 口 晃 司 君 | 10 番 | 西 友 幸 君   |
| 11 番 | 寺 尾 光 司 君 | 12 番 | 力 山 彰 君   |
| 13 番 | 三 宅 健 治 君 | 14 番 | 齋 藤 昇 君   |
| 15 番 | 益 田 芳 子 君 | 16 番 | 橋 井 肇 君   |
| 17 番 | 児 玉 利 典 君 | 18 番 | 木 田 圭 司 君 |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

|             |           |
|-------------|-----------|
| 副 町 長       | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長       | 新 田 憲 章 君 |
| 総 務 企 画 部 長 | 増 田 康 洋 君 |
| 財 務 部 長     | 胡 子 幸 穂 君 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 山 西 仁 子 君 |

~~~~~○~~~~~

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って、総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、グローバル教育の現状は、3番西山議員の質問を行います。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 3番西山です。一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

質問事項、グローバル教育の現状は。質問趣旨、今年5月、ここ広島県においてG7サミットが開催されました。府中町の関連としては、安芸府中高等学校、府中中学校、府中緑ヶ丘中学校が一緒に取り組む「原爆の子 さだ子の願い」の紙芝居がG7サミットユースフォーラムで発表されたり、町のふるさと納税の品物になっている安芸椿がレセプション会場や国際メディアセンターにおける府中町ブースで展示されたりと、多方面で町をPRする機会となりました。

また、各国首脳が広島に集い、平和をはじめ、国際社会の重要な課題について話し合う姿を間近で見聞きすることができ、町で育つ子どもたちにも世界のつながりを経験するよい機会になったのではないかと思います。

今回質問するグローバル教育は、まさにこうした観点、言語の習得だけではなく、自分の国や地域の伝統、文化について理解を深め、人権、平和、異文化などのテーマを、世界規模で物事を考えられるきっかけとなると思います。

府中町の現状を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。3番西山議員、「グローバル教育の現状は」について答弁します。

第2次府中町教育振興基本計画、学校教育の基本目標「志を持ち、未来へ挑戦する児童生徒の育成」の中の重点施策として、グローバル教育の推進をうたっています。この中で、国際化に対応した教育を推進し、外国語によるコミュニケーション能力の向上・定着を図るとともに、広い視野を持ち、他者と協働する能力を持ったグローバルな社会に挑戦する児童生徒を育成することとしております。

具体的な取組として、小学校3・4年生の外国語活動では、外国語非常勤講師と担任が、また小学校5年生から中学校3年生の外国語の授業では、外国語指導助手であ

るALTが教員とチーム・ティーチングを行い、英語によるコミュニケーション能力の育成など、よりきめ細かく、個に応じた指導を行っております。英語の授業だけではなく、休憩や給食時間でも、ALTと触れ合うことで、ALTの出身国について聞くなど、異文化・国際理解にもつながっています。

また、小学校では、毎日英語に親しむ時間「ふちゅうEタイム」を設定し、朝の放送や給食の献立を英語で放送したり、ALTによる英語の本の読み聞かせなど、各校が工夫したプログラムを実施し、日常的に英語に触れ、英語の楽しさや発音に慣れ親しめるようにしております。

また、今年度は4年ぶりに、小中学生とALTや安芸府中高校の国際科の生徒、留学生が英語で交流する会「グローバル・キャンプ」の実施を計画しております。学校での学びを生かし、主体的に外国語を用いて表現し、他国の文化に対する理解を深める場としていきます。

そのほか、安芸府中高校の国際科とも積極的に連携を進めております。英検の合格に向けては、安芸府中高校の生徒が面接官役となり、中学生に対して、傾向に沿った質問や答え方のサポートをしています。また、毎年8月6日には、国際科と各中学校の生徒が協働して、平和記念公園で佐々木禎子さんを描いた紙芝居を英語で披露しています。今月は、安芸府中高校の国際科との交流のため来日したハワイの留学生と安芸府中高校の教員が、町内の小中学校を訪問し、文化交流を行いました。小学校では、留学生によるハワイの紹介や歌の披露、小学生からは折り鶴や日本の昔遊びの紹介を行い、中学校では、留学生によるハワイのプレゼンに対して中学生が質問をするなど、英語を通じた文化交流を行いました。そのほか、G7開催に合わせて、G7参加国を身近に感じることのできる給食を実施する学校もありました。

今後も広い視野を持ち、他者と協働する能力を持ったグローバル社会に挑戦する児童生徒の育成を目指し、取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 3番西山です。御答弁、ありがとうございました。

新たなる子どもたちの連携の行事については、子どもたちにとって将来にプラスとなると思います。期待しております。

文部科学省も２０３０年の社会と子どもたちの未来という中で、学校を変化する社会の中に位置づけ、教育課程全体を体系化することによって、学校段階間、教科等間の相互連携を促し、さらに初等中等教育の総合的な姿を目指すものであるとしています。グローバル教育はその時代に対応した教育が必要です。引き続き、変化に柔軟に対応していただくことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第１項、グローバル教育の現状は、３番西山議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第２項、緑ヶ丘中学校の施設・設備の充実について、１８番木田議員の質問を行います。

１８番木田議員。

○１８番（木田圭司君） 皆さん、おはようございます。質問事項、緑ヶ丘中学校の施設・設備の充実について。質問の趣旨ですが、府中緑ヶ丘中学校は建築されてから４０年以上が経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。この件について多くの議員の方々も過去いろんな場面で、私も含め質問や御指摘をされている案件でございます。その後、どういうふうになっているのかということで質問させていただきます。

特に町内には中学校が２校だけということで、議員の皆様もお聞きかもしれませんが、私自身、保護者の方から改築を終了した府中中学校と施設・設備面を比較した様々な御意見を伺っています。町が策定している公共施設の維持保全計画でも、緑ヶ丘中学校の劣化度が内装・外装とも耐用年数を越えたd評価以下となっており、町でも対応の必要性が認識されていると思います。生徒が安心して充実した学校生活を送り、十分な教育効果を上げるためには、施設・設備面の充実も必要です。

そこで今後の緑ヶ丘中学校の施設・設備の充実に向けた整備の考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。１８番木田議員、緑ヶ丘中学校の施設・設備の充実について答弁いたします。

府中緑ヶ丘中学校は昭和５５年に開校し、４０年以上が経過しており、議員御指摘のとおり、老朽化も進んでおり、対策の必要性は教育委員会としても認識しております。

府中緑ヶ丘中学校の改修については、実施計画に基づき、来年度、校舎、管理教室棟の屋根・外壁の改修を予定しております。また、内装につきましては、平成27年度に耐震化工事と併せてトイレの改修、平成28年度に普通教室の空調設備の改修を実施し、教室の扉についても毎年度予算を確保し、計画的に更新しているところです。

現在、町の実施計画においては、公共施設の長寿命化を図るため、劣化度の進んでいる屋根・外壁の改修を優先して行っているところがございます。そのため内装については、議員御指摘のとおり、耐用年数は超えているものの、屋根・外壁の改修を優先しているところもあり、大規模改修などは実施計画に計上されていない状況です。

また、学校施設全体で見ますと、建設から50年以上経過している府中南小学校、40年以上経過している府中東小学校、府中北小学校についても、同じく内装の老朽化が進んでいる状況です。

今後は老朽化の進む他の公共施設の状況や、将来の財政状況を勘案しつつとはなりますが、関係部署とも調整しつつ、引き続き、教育環境の整備を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

18番木田議員。

○18番（木田圭司君） 18番です。御答弁、ありがとうございました。

来年度、外壁・屋根等の改修、行われる計画あるということで少しは安心しましたが、行われる場合は安全面等を十分配慮してやっていただければというふうに思っております。

実はこの質問をさせていただく前にも保護者の方から、トイレでの音を消すための設備、通称というか音姫というのがあるらしいんですけど、これが緑ヶ丘中にはついてないということで、教育委員会のほうで調べていただいたら、緑ヶ丘中学校だけについてないということで、少しショックでした。それでトイレの音を消すための設備ですが、教育委員会に相談をして早急に対応をしていただいたことは感謝いたしております。しかしながら、女子トイレの鍵が壊れているという件もありまして、これを相談させていただいたとき、そのようなことがないという返事が最初返ってきまして、引き続き調べていただいたら、4階の女子トイレの鍵がめげていたということで、教育委員会のほうに行っていただいて、すぐ鍵を直していただいたというようなことも

ありました。

ちょっと感じるのが、やっぱり学校現場、大変忙しいと思います。教育委員会がしっかりサポートしていただいて。ちょっと連携がうまく取れていないのかなというのは感じました。今回のやり取りも含めてですね。

緑ヶ丘中学校は、皆さん御存じのとおり、府中中学校すごいきれいになって、すばらしい学校で、どうしても2つしかないんで比較されるところあります。すぐできないことももちろんあるんで、しょうがない部分は分かるんですけど、先ほど言ったようなことなんかはちゃんと調べて管理すれば分かることで、それやっぱりショックですよね。緑ヶ丘中学校だけ。ほかは全部6校ついて、ここだけなかったということが分かりましたので、こういうことはやっぱり、もちろん生徒にも親にも言いたくもないし、言われんような話になります。緑ヶ丘中学校だけなかったって言ったら、やっぱり面白くない話になりますので、できるだけこういうことがないように、いつもほかと調整しながら全部同時にやりますとかという答弁があるじゃないですか。そういう中でこういうことがあったので、僕もその辺はしっかり連携を取っていただきたいということは強く要望しておきます。

いきなり全てを実施することは難しいのかもしれませんが、この件のように、生徒や親の声に耳を傾けることで環境改善が図れることもあると思います。同じ町立中学校へ通う生徒の皆さんが環境面で格差を感じることなく、気持ちよく学校生活を送れるよう着実に同学校の施設・設備の改善を進めていただくことを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、緑ヶ丘中学校の施設・設備の充実について、18番木田議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項、通学路の安全への取組について、4番狩野議員の質問を行います。

4番狩野議員。

○4番（狩野 雄二君） 4番狩野でございます。よろしくお願いいたします。一般質問通告書に従い、通学路の安全への取組についての質問をいたします。

今年も4月に町内の5つの小学校で入学式が行われ、多くの子どもたちが1年生となり、約3か月が経とうとしています。子どもたちも小学校生活に慣れてきた頃ではないかと思います。

一方、保護者の皆さんは子どもたちの小学校生活において、いろいろと心配されることがあると思いますが、特に登下校についての心配は多いと思います。これまでの幼稚園、保育園とは違って、多くは子どもたちだけの歩いての登下校となるため、保護者の皆さんは通学路で子どもたちが事故に遭わないか、けがなどしないかと心配は尽きない状況であると思います。

警察庁のまとめによると、登下校中の事故で死亡したり重傷を負ったりした児童の数は、平成２８年から令和２年の５年間で９０８人に上っています。登校中が２９４人、下校中が６１４人と下校中の事故が特に目立っています。この数字は死者、重傷者が出た事故だけの統計です。軽いけがやけががなかった事故、中学生以上の子どもたちが含まれておらず、実際にはより多くの児童生徒が事故の当事者となっています。

府中町では、児童が安全に登下校できるように、学校側では下校時に先生やサポートメンバーと一緒に帰ることでの安全指導や地域の方による見守り活動などが行われ、児童が安全に登下校できるような取組が行われています。これらの取組は人による安全確保であり、いわゆるソフト領域での対応ということになります。

一方、歩道を含め、通学路の危険箇所を改善するというハード領域の対応も非常に重要となります。町では、平成２６年に策定された府中町通学路交通安全プログラムにより、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保が図られているとのことです。毎年、通学路を中心に対策要望箇所の抽出が各学校のＰＴＡを中心に行われています。対策要望箇所は府中町教育委員会へ提出し、府中町建設部、府中町町民生活部、広島東警察署、広島県西部建設事務所などの関係機関により、対策方法が協議、検討されています。対策が実施されたものに対しては、対策効果の確認としてヒアリングが実施され、対策実施後も安全点検や効果の把握の結果を踏まえて、対策内容の改善、充実が図られることになっています。どのような危険箇所、課題があるのか、それらをどのように対策したのかは、府中町のホームページにある各年度の対策箇所一覧表を見ることで、それぞれの具体的な内容を確認することができます。

全ての要望において迅速な対策実施が理想ではありますが、向洋駅周辺での対策要望では、区画整理事業が行われていることから次年度以降というような項目もあり、全てがすぐに対応されていないという状況もございます。

府中町教育委員会が主体となり取り組まれている府中町通学路交通安全プログラム

の実施内容を含め、通学路の安全への取組について、4件の質問をいたします。

まず1つ目なのですが、交通事故の発生状況についてですが、府中町での近年における登下校中の児童生徒の事故の件数、状況について伺います。

次に、府中町通学路交通安全プログラムの実施内容について伺います。

2つ目として、毎年多くの対策要望箇所がP T Aより提出されていると思われ、要望箇所の対策が実施されていくことで、少しずつ対策要望箇所は減少していくと考えていますが、対策要望箇所の数の推移はどのようになっているのでしょうか。また、対策実施率についても併せて教えてください。

3、対策要望が提出されても対策が困難とされる場合があると思いますが、そのような場合、代替案などの検討が行われているのでしょうか。対策困難となった場合の対応方法について教えてください。

4、事故を未然に防止するということから、抽出された対策要望箇所と同じような危険箇所が他の場所でもないかをチェックし、要望がなくても、積極的に改善をするという取組が望ましいと考えております。対策内容の水平展開について伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。4番狩野議員、通学路の安全への取組について答弁します。

まず最初に、児童生徒の登下校時の見守りを町内会や民生委員、児童委員などの地域の見守り隊や交通安全推進隊、P T Aなど、多くの地域の方々や保護者の皆様に御協力いただいていることについて厚く御礼申し上げます。

本町では、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成26年10月に府中町通学路交通安全プログラムを策定しています。本プログラムに基づき、各小学校は毎年度、学校区ごとに通学路の安全点検を実施し、対策必要箇所を取りまとめ、府中町学校P T A連絡協議会を通して教育委員会へ提出されます。教育委員会では、提出された対策必要箇所について、建設部、町民生活部、警察の関係部署へ伝え、可能なものについては速やかに対応を行ってきているところです。

それでは、1つ目の質問、町内の登下校中の児童・生徒の事故件数、状況について答弁します。学校から教育委員会に報告のあった事故件数は、平成30年度、令和

2年度、令和3年度、令和4年度に各1件ありました。状況としては、横断歩道や道路を横断していた際に車やバイクと接触した事故や、歩道で車と接触した事故でした。なお、令和5年度については、現在のところゼロ件です。

次に、2つ目の質問、PTAからの対策要望件数と対策実施の割合の推移についてですが、府中町学校PTA連絡協議会から出された通学路に関する要望の件数は、令和4年度51件、令和3年度52件、令和2年度26件です。主な要望としては、一時停止や横断歩道などの道路標示の設置や修繕、カーブミラーの新設、歩道の柵などの設置などです。本来ならば対策を行うことで要望箇所が減少していくところですが、令和2年度を除いて、件数はあまり変化はしておりません。理由としては、道路標示の修繕などの要望があることや、点検をされる方が変わることで新たな箇所が要望されるなどが考えられます。令和2年度に件数が約半分になっていますが、新型コロナウイルスの影響で十分な点検ができなかったのではないかと思います。

次に、対策実施の割合ですが、令和4年度、対策を実施した割合は、一部実施を含めて47%、令和3年度は37%、令和2年度38%です。なお、一時停止や横断歩道の道路標示新設は広島東警察への要望案件となりますが、交通量や歩行者の状況、交通円滑化への影響、県内の他地域との比較、当初予算枠など総合的に判断し、優先順位をつけて設置しているとのこと。また、歩道へのガードパイプ設置要望についても、設置により歩道が狭くなり危険性が増すといった事態が想定されるため、設置困難といった事例もあります。

3つ目の質問、対策要望箇所が対策困難となった場合の対応についてですが、先ほども触れました、一時停止や横断歩道などの道路標示の設置などについては、道路管理者や警察など関係部署において協議し、速度抑止の道路標示設置など交通実態に応じて安全対策を検討し、可能な箇所については取り組んでおり、代替方法も模索、検討しながら安全対策を行っているところです。

4つ目の質問、事故の未然防止の観点から、対策要望箇所と同じ内容が他の場所ではないかを確認し、改善を行うなどの取組についてですが、まずは各学校において毎通通学路の安全点検を実施し、対応し、未然に危険を防止することが重要と考えております。また、学校での交通安全の指導や道路パトロールなどの際に活用することで、危険箇所を早期に発見し、改善していきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

4 番狩野議員。

○4 番（狩野 雄二君） 4 番狩野です。御答弁ありがとうございました。

登下校での事故が平成30年以降で4件発生しているとのこと。横断歩道や道路横断時での車やバイクとの接触とのことで、運転者の安全意識の向上は当然ではありますが、子どもたちに対しても左右確認を行い、横断するなどの安全教育もしっかり行っていく必要があると思います。

これまで、交通事故をなくすために様々な取組が行われ、現在も行われています。その中心となる取組が、今回質問として取り上げました府中町通学路交通安全プログラムです。先ほど述べたような運転者などへの安全意識向上の働きかけも重要ではありますが、人の意識向上だけでは限界があることも事実であり、安全を確保するための各種整備も必要であることから、毎年PTAにより対策要望箇所が出されています。

令和4年度に対策を実施した割合は、一部実施を含めて47%、令和3年度は37%、令和2年度38%ということで、半分も対策されていない状況となっています。管轄が警察で、ほかの状況も加味しての判断で、優先順位をつけての対応であるとのことで、府中町が独自に対応できないというもどかしい状況であります。町側もいろいろと取り組んでおられると思いますが、特に危険と判断される場所については代替方法を検討していただくとともに、警察へ継続しての働きかけをお願いいたします。

それでは2回目の質問を行います。

1、対策が実施された箇所、内容は府中町ホームページで確認することができますが、対策がされていない場所、未対策箇所については公開されておらず、住民は知ることができない状態です。未対策箇所をホームページで公開することや、未対策箇所がある町内会へ知らせることで、住民が危険箇所を把握し、見守りにもつながるのではないかと思います。情報の共有化という考えから、未対策箇所の公開含め、町内会への展開を行う考えはないのかを伺います。

2、府中町通学路交通安全プログラムでは、PDCAを回して安全の向上を図るとされていますが、具体的な実施例があれば教えてください。対策効果の確認はどのようにされて、改善されたとの判断はどのようにされているのかを具体的にお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育総務課長。

○教育総務課長（藤永政己君） 教育総務課長です。4番狩野議員の2回目の質問に答弁いたします。

まず1つ目の質問、「未対策箇所の公開を含め、町内会等への展開を行う考えはないでしょうか」についてですが、議員御指摘のとおり、対策が難しい場所等について公開することは危険箇所の把握、見守りにもつながる等、利点があると考えております。このため、町で判断のできるケースについては公開内容を検討していきたいと考えております。県や警察などで判断するケースについては、今後どのような対応が可能かについて協議をしていきたいと考えております。また、町内会等への展開については、危険箇所等については、地元の方が一番御存じと思いますが、より一層連携していきたいと考えております。

次に、2つ目の質問、「府中町通学路交通安全プログラムではPDCAを回して安全の向上を図るとされていますが、具体的な実施例があれば教えてください。対策効果の確認はどのようにされて改善されたとの判断はどのようにされているのかを具体的にお聞きしたい」についてですが、毎年6月に府中町学校PTA連絡協議会から町に要望が提出され、関係機関との協議、検討を行い、翌年2月に町から対応策等の回答をしております。要望書を提出される前に、各学校のPTAにより点検を実施していただいております。その際に、対策の効果、改善されたかを確認いただいております。このサイクルを続けることで、今後も安全の向上を図っていきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

4番狩野議員。

○4番（狩野 雄二君） 御答弁、ありがとうございました。

最後は要望として述べさせていただきます。未対策箇所についての情報を公開することは安全にとってプラスの効果はあっても、決してマイナスにはなりません。地域を熟知している住民の皆さんに、地域を通学路としている児童生徒の安全を確保するという意識をより強く持っていただき、注意を向けてもらうことができるのではないかと思います。さらに、未対策箇所の近くを自動車や自転車で通るときは、危険が潜

んでいる場所なので、運転を特に慎重にしようと意識するきっかけになるかもしれません。ぜひ、情報の共有化に取り組んでいただきたいと思います。

対策箇所の対策効果の確認も P T A による点検が実施されているとのことですが、対策が完了したからそれで終わりではなく、継続的に効果の確認をしていただき、安全の向上を図り続ける取組をお願いします。

最後に繰り返しになりますが、府中町通学路交通安全プログラムの対策要望箇所の対策実施率は半分以下の状況です。管轄が警察であり、府中町が独自に対応できないということですが、代替方法を検討していただくとともに、警察への対策実施の働きかけをお願いするとともに、行政と住民が協力して安全への取組を続け、事故ゼロを達成しましょう。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第 3 項、通学路の安全への取組について、4 番狩野議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第 4 項、住んでよかった、住んでみたいまちづくりについて、1 2 番力山議員の質問を行います。

1 2 番力山議員。

○1 2 番（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。住んでよかった、住んでみたいまちづくりについて質問いたします。

質問趣旨ですが、全国自治体の共通の課題でもある大都市圏への人口流出、少子高齢化の進行による人口問題や地球温暖化がもたらす災害の激甚化、頻発化に対応しながら、府中町に住んでみたい、住み続けたい、住んでよかったと町民に実感していただくため、平成 2 8 年度からの 1 0 年間を計画期間とする第 4 次総合計画が平成 2 7 年度に策定され、8 年目を迎えました。この間、平成 3 0 年に発生した豪雨災害や新型コロナウイルス感染症の蔓延など、予期していなかった事態も発生いたしましたが、これらも柔軟に対応しながら、着実にまちづくりを進めてこられました。私も第 4 次総合計画策定時に町民を代表する議員として携わり、様々な議論を交わしたことは記憶に新しいところです。

町民の皆様を応援するまちづくりをモットーに、佐藤町長が宣言された「広島都市圏で一番子育てしやすいまち」、「志を育む教育のまち」、「バランスの取れた行政施策」を着実に進め、町民に愛着・誇り・魅力を実感してもらうための事業や、指標

の目標とされた人口についても、大きな社会情勢の変化の中でも様々な方々に評価され、ほぼ達成されるのではないかと思います。

また、府中町は、行政自らが設定した指標の達成度だけでなく、民間会社などのリサーチでも、広島都市圏だけでなく、県内でも商工住のバランスの取れた町として、住みやすさで高評価を受けています。

そこで、次の質問をいたします。

1、第4次総合計画期間は残り2年となりました。これまでの目標に対する成果とこれからのまちづくりについて。

2、第4次総合計画の改定では、平成30年7月の豪雨災害を教訓に、新たに「災害に強いまちづくり」が基本施策に追加されました。国土強靱化地域計画に基づく公共施設を含む防災事業やインフラなどの長寿命化事業は重要な施策だと思います。この総合計画策定以降の防災・減災対策の取組と、住民への防災への啓発活動について。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

総務企画部長。

○総務企画部長（増田康洋君） おはようございます。総務企画部長です。12番力山議員の一般質問、住んでよかった、住んでみたいまちづくりについて、に答弁いたします。

第4次総合計画については、目指すべき町の将来像を、「ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう」、また、それを実現するための基本理念を「商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち ～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～」と定め、現在、その達成へ向け、鋭意取り組んでいるところでございます。

1つ目の御質問、第4次総合計画における、これまでの目標に対する成果とこれからのまちづくりについてです。まず、平成28年度から令和2年度までを対象とした前期ですが、中間見直しとして、令和3年度以降の後期へ向けた改訂を行うに当たり、各種アンケートの調査結果、町を取り巻く情勢、前期取組の成果・課題を踏まえ、政策評価を実施しており、当時、議会にも御説明をしているところでございます。政策評価における取組の成果につきましては、その一端とはなりますが、改めてお示しをしたいと思います。ネウボラふちゅうの創設、子どもの予防的支援構築事業への参画、

放課後児童クラブの対象学年の拡充、コミュニティースクールの全小中学校への導入、府中公民館・歴史民俗資料館・消防団詰所の複合施設の改築、WACTORYパーク揚倉山の人工芝改修、新型コロナウイルス感染症の蔓延に係る的確でタイムリーな支援、府中北交流センターの整備、救急車への画像伝送装置の配備、役場庁舎における非常用自家発電設備の更新や2階フロアのリニューアルなど、多くの成果を上げました。

なお、年度ごとに具体的な数値等による目標値を定めた施策や事務事業の個別的な評価については、前期5年間を対象にまとめたシートをホームページで公表していますので、御覧いただければと思います。

前期の政策評価において様々な課題も表面化したわけですが、当該課題については4つの視点で整理し、その対応や解決を図るべき要素について、令和3年度から令和7年度までを対象期間とする後期へ盛り込み、改訂版を策定した次第です。

1つ目の視点は、防災への取組の強化です。平成30年7月豪雨災害の経験を基に、防災・減災の分野を見直す必要が生じたことから、災害に強いまちづくりを体系上の施策として格上げすることにより、強化を図ることとしました。これは、後ほどになりますが、2つ目の御質問にも関係してまいります。

2つ目の視点は、人口減少・少子高齢化への対応です。子育てや教育の分野について住民ニーズが高いことが明確化したことから、引き続き、当該分野へ注力することとしました。

3つ目の視点は、新しい技術の導入です。新型コロナウイルスの感染拡大により顕在化したデジタル化の遅れを克服するため、業務を効率化した上で、最大限のサービスが提供できる環境を整備することとしました。

4つ目の視点は、新しい働き方の導入です。行政サービスの質を維持しつつ、新たな日常を見据え、テレワークなど新しい仕事のスタイルを確立することとしました。

後期につきましては、現在まさに進捗中であることから、個別具体的な評価は避けませんが、不育症治療費助成事業、ふれあいごみ収集事業、下岡田官衙遺跡保存・整備事業、新たな業務スタイル推進事業などの新規事業、また、生活困窮者自立支援事業、観光事業、コミュニティーバス等運行事業、子ども医療費助成事業などの拡充事業、ともに順調に予算化を講じているところです。

このように、第4次総合計画に堅実に取り組んできたからこそ、議員おっしゃいま

すように、目標人口5万3,000人も視野に入っていますし、住みたいまちランキング、住みこちランキングという、民間企業リサーチにおける高評価にもつながっているものと思われ、総じて、第4次総合計画は、現時点において好調に推移していると分析できるものと考えています。令和7年度へ向けたこれからのまちづくりにおいても、第4次総合計画改訂版、そして後期実施計画に掲げた施策・事務事業を着実に実施することで、「住んでよかった、住んでみたいまちづくり」を引き続き進めてまいります。

2つ目の御質問、第4次総合計画策定以後の防災・減災対策の取組と住民への防災への啓発活動についてです。まず前期ですが、安心安全・地域協働・産業活性化のまちづくりという基本施策の下、防災事業という事務事業において、飲料水やアルファ化米、毛布等避難生活必需品の備蓄、また、自主防災会等の災害用備品整備に対する補助金交付などを中心に実施しました。前期5年間の事業費実績は、合計約2,700万円です。

続いて後期ですが、先ほども触れたとおり、平成30年7月豪雨災害の経験を基に、災害に強いまちづくりを基本施策として立ち上げたことについては、改訂の大きな柱の1つでした。事務事業は、住民と行政の連携を主眼とする防災・減災推進事業と、避難施設等の充実を主眼とする防災体制強化事業へ二分し、その推進を両面から図ることとし、後期実施計画へ計上しました。

後期実施計画において、防災・減災推進事業では、自主防災組織に対する防災活動支援助成、防災訓練の実施、避難の呼びかけ体制の構築支援に取り組むこととしており、防災体制強化事業では、備蓄計画に基づく備蓄品の確保、避難施設への防災備蓄倉庫の整備に取り組むこととしています。また、この分野は住民生活へ大きく影響することから、Webハザードマップの作成や避難所マニュアルの作成など、後期実施計画には計上していない事業内容であっても、必要と判断する内容については適時適切に予算化し、実施しています。防災・減災推進事業、防災体制強化事業の両事業に、福祉避難所として環境整備を行った老人福祉センター改修等事業を加えた後期実施計画上の5年間の事業費は、合計約1億3,000万円で、前期5年間の実績と比較し約5倍の事業費を計上しており、災害に強いまちづくりを強力に推し進めているところです。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

1 2 番力山議員。

○1 2 番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

ただいまの答弁において、第4次総合計画は現時点において好調に推移している。  
また、令和7年に向けたこれからのまちづくりについて、第4次総合計画改訂版、後期実施計画に掲げた施策、事務事業を着実に実施し、住んでよかった、住んでみたいまちづくりを引き続き進めてまいりますとの返答をいただきました。

今後も第4次総合計画の完成に向け、掲げられている施策、事務事業を着実に進めていただくようお願いします。

なお、第4次総合計画に含まれている府中南公民館の建て替えにつきましては、今年2月に開催された全員協議会において、近年の自然災害を考慮し、建て替えを延伸するとの説明がありました。現在工事中の青崎池尻線は、府中南公民館のすぐ前を通っており、開通すれば交通量が大きく変化します。また、開通により、公民館前の道路は三差路となりますが、信号機の設置は計画されていません。このことから、公民館利用者に危険が生じるのではないかと危惧しています。府中南公民館の建て替えに際しては、このような危険性も加味し、他の公共用地への建て替えも検討していただくようお願いします。これは私の要望でございます。

第4次総合総合計画は2年半後の令和7年度末をもって終了し、次期第5次総合計画に移行します。第5次総合計画の立案に際しては、第4次総合計画の実施結果の検証や住民意見収集など様々な作業が必要であり、立案までには長い期間を要することから、そろそろ検討を開始しなければならない時期に来ているのではないかと考えます。そこで、そのタイムスケジュールについてどのように考えておられるのかについてお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

政策企画課長。

○政策企画課長（土井賢二君） 政策企画課長です。1 2 番力山議員さんの2 回目の御質問に対し、答弁いたします。

1 回目でも答弁いたしましたが、現在は第4次総合計画の目標達成に向け、鋭意取り組んでいるところでありますので、第5次総合計画について、具体的に何も決まっております。

ません。ただし、現時点で答弁できる内容としては、４点あろうかと思います。

まず１点目、今年度中にスケジュールを編成し、令和６年度から本格的に着手したいと考えているところです。２点目は、第４次総合計画後期の政策評価を実施し、第５次総合計画に適切に反映させるところです。３点目は、着手後、議員、学識経験者、住民などの各方面の方々から様々な形で御意見をお聞きすることです。４点目は、第４次総合計画後期において、新たな広聴事業として取り組んだ地域懇談会や、町長とのふれあいトークでお聞きしたお声も参考にすることです。

答弁は以上となっています。

○議長（梶川三樹夫君） ３回目の質問ございますか。

１２番力山議員。

○１２番（力山 彰君） 答弁ありがとうございました。

第５次総合計画は府中町の将来を決める大切な計画です。計画内容をしっかり検討して作成できるよう、余裕を持ったタイムスケジュールとしていただくようお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第４項、住んでよかった、住んでみたいまちづくりについて、１２番力山議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで休憩をいたします。再開は１０時４０分からといたします。休憩。

（休憩 午前１０時３０分）

（再開 午前１０時４０分）

○議長（梶川三樹夫君） 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） 続いて、総務文教関係第５項、小中学校の安全対策の現状について、１番川上議員の質問を行います。

１番川上議員。

○１番（川上翔一郎君） おはようございます。まずもって、今回、一般質問の機会をいただき、梶川議長、二見副議長をはじめ、先輩同僚議員各位に心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの発生から3年余りがたち、感染法上の分類が、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。これにより、皆さんの生活も少しずつ戻ってきているのではないかと安堵しているところであります。そして、5月19日から3日間にわたって、G7広島サミットが被爆地であるここ広島で開催されました。私自身、市内に足を運ぶ機会があり、その光景を見させていただきました。全国から警察官の方が動員され、緊迫した風景だったのではないかと感じております。

核軍縮に関する議論に加え、国際経済、安全保障、ロシアにおけるウクライナ侵攻など国際秩序の回復に向けたG7の結束と、G20やグローバルサウスとの連携など、国際社会全体のルールについて議論され、それを広島の地で行われたことは考えさせられるサミットではないかと感じております。そして何よりも広島の魅力を最大限世界に発信できたことは大変うれしく、大成功だったのではないかと感じております。

それでは、これより小中学生の安全対策の現状について、一般質問をさせていただきます。

近年、登下校中に不審者が相次ぐ中、府中町においても数件確認され、警察と連携を取っていただいています。下校途中の事件でまだ記憶に新しいのは、安芸区で2005年に起きた小1女児殺害事件。二度と起きてはならない事件の1つであると私は感じています。また、2020年には、坂小学校で男が女子トイレに侵入し逃げたなど、様々な事案があります。全国でも不審者が学校内に侵入したりと、年々増加していく中、子どもたちの安全が脅かされています。保護者からも不安の声をお聞きすることも少なくありません。登下校中などは、なかなか先生からも目が届きにくいことから、保護者、PTA、地域の方々など、連携を強化していく必要が必要不可欠であると考えます。

現在、保護者、PTA、地域の方々など、どのように連携し、体制を取っていますか。不審者が学校に侵入するのを防ぐための対策は。防犯対策の訓練の状況を教えてください。

以上3点、答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。1番川上議員、小中学校の安全対策の現状

について、に答弁します。

1つ目の質問、「登下校中での不審者に対して、現在、保護者、P T A、地域の方々など、どのように連携し体制を取っていますか」についてですが、日々の登下校につきましましては、地域の皆様方及び関係団体の御協力をいただき、見守りを行っております。

具体的には、町内会や民生委員、児童委員などの地域の見守り隊、交通安全推進隊、P T Aの見守りのほか、町の生活安全相談員によるパトロールなどとなっています。また、緊急時に駆け込むことのできる子ども110番の家があります。

学校に不審者情報が入ったときは、児童生徒に不審者発見時の情報及び危険回避の方法について指導するとともに、学校からは保護者へメールで情報提供し、状況に応じて教員が下校指導などを行います。併せて、学校からの情報を受けた教育委員会は、関係部署の自治振興課、危機管理課などのほか、県警や県教委にも情報提供しております。

次に、2つ目の質問「不審者が学校に侵入するのを防ぐための対策について」ですが、施設・設備面、安全管理体制面の両面で対策を行っております。

具体的には、施設・設備面では、外部からの来訪者を確認でき、不審者の侵入を抑止するために、各学校2か所ずつ防犯カメラを設置しております。また、安全管理体制面としましては、各校が作成している危機管理マニュアルを基に、来訪者の受付設置、来訪者への声かけなどを行います。不審者と確認したときは、マニュアルに沿って不審者に退去を求めつつ、児童生徒の命を守る避難誘導をするとともに、警察に一報するなどの不審者対応を行います。

最後に、3つ目の質問「防犯対策の訓練の状況について」ですが、各学校では、児童生徒に対して不審者に対する避難訓練を行っております。毎回、不審者が侵入する想定を変えながら、当事者意識を持って臨めるようにしております。訓練では、さすまたなどで不審者に対応する職員や、速やかに児童生徒を避難させる職員など、各教職員が役割分担をしています。訓練後には、児童生徒に振り返りを行わせ、自分の命を自分で守るための行動について考えることができるよう指導をしております。また、緊急時に即時対応できるよう安全管理に対する教職員の研修も適宜行っております。

今後も、保護者や地域、関係機関の協力の下、子どもの安全を守る取組を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 御答弁ありがとうございます。

町内会や民生委員、児童委員などの地域の見守り隊、交通安全推進隊、P T A の見守り隊のほか、町の生活安全相談員など、町内の皆様の御協力により、子どもたちの安全が守られていることに感謝申し上げます。

その中で、答弁でもありました。子ども 1 1 0 番の家、これは私もよく目にしますが、現状、機能しているのでしょうか。ここ最近の実績を教えてください。また、現在の登録件数、分かれば、地域ごとに教えてください。

2 点目、私も用があり、小中学校に行くことがあります。そのとき思うのが、門は閉まっていますが、鍵は開いているのが現状です。確かに門が施錠してあっても、別の場所から侵入されれば一緒ではありますが、門以外で入るのと、門から入るのでは、入ったところを見たときの警戒レベルが違うと感じます。

門を施錠していないことによる不審者侵入リスクについて、どのようにお考えでしょうか。

以上 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

社会教育課長。

○社会教育課長（竹林邦彦君） 社会教育課長です。1 番川上議員からの子ども 1 1 0 番の家の現状について、御答弁いたします。

子ども 1 1 0 番の家は、平成 1 5 年に子ども 1 1 0 番運動として、青少年育成、府中町民会議において開始いたしました。地域の子どもは地域で守り、安心して暮らせる環境を確保するために、子ども 1 1 0 番家運動を推進していきます。

子ども 1 1 0 番家の登録件数ですが、令和 5 年 6 月 1 日現在で、個人宅事業所を含め、全体で 5 9 0 件の登録があります。小学校区ごとの登録件数ですが、府中小学校区は 1 1 3 件です。府中南小学校区は 1 5 5 件です。府中中央小学校区は 1 4 8 件です。府中東小学校区は 9 4 件です。府中北小学校区は 8 0 件です。

青少年育成府中町民会議では、子ども 1 1 0 番の家を、場所を示したマップを作成し、コロナ禍前の令和元年度までは毎年小学校へ提供しており、今年度から提供を再

開する予定です。また、小学校では不審者への対応の1つとして、子ども110番の家があることを指導しているところです。以前、開催した青少年育成府中町民会議とPTA役員との協議の中で、児童が子ども110番の家に水を飲ませてほしい、トイレを貸してほしい、疲れたので休ませてほしいと言って訪ねてくる事例があったと聞いております。

子ども110番の家は地域ぐるみで子どもを犯罪から守るための取組であり、子どもを守るボランティア活動の1つです。青少年育成府中町民会議では今後も学校と連携し、子ども110番の家運動を推進してまいります。

子ども110番の家の現状については以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 学校教育課長。

○学校教育課長（立花淑子君） 学校教育課長です。

1 番川上議員からの「門を施錠していないことによる不審者侵入のリスクについて、どのように考えていますか」という御質問についてですが、議員が言われるように、現在、各校では施錠はしておりませんが、門は常に閉めた状態にしています。学校には、始業時間よりも後に登校する児童生徒もいます。そのほか、コミュニティースクールのサポーター、PTAなども様々な時間に来校し、活動をしています。コミュニティースクールなどで、学校と家庭、地域が普段から顔の見える関係となることは、日常的に来訪者に声を掛け合うことができ、早期に不審者を確認できるなど、児童生徒などの命や安全を守る危機管理体制の充実にもつながると考えております。

学校施設の防犯対策などの安全管理は防犯カメラなどの施設や設備面での対応だけでなく、安全管理体制面での取組と一体的に行われることが重要であるため、今後も学校と教育委員会が連携していきたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3 回目の質問ございますか。

1 番川上議員。

○1 番（川上翔一郎君） 答弁ありがとうございます。

子ども110番は、子どもが登下校中の緊急時に駆け込める大事な場所でもあります。いきなり知らない家に駆け込むのはなかなか勇気が要ることだと思います。青少年育成府中町民会議で、この登録状況のマップを作成し、コロナ禍前の令和元年度までは毎年小学校へ提供しており、今年度から提供を再開する予定と御答弁いただきま

したので、しっかりと学校と連携を取り、生徒さんにしっかりと落とし込みができるよう、よろしくお願いいたします。また、登録の、いま一度精査していただくことを併せてお願いいたします。

1 回目の答弁でもありましたが、各学校 2 か所ずつ防犯カメラを設置と言われましたが、門のところに防犯カメラが設置できていない学校も見受けられます。2 か所にかかわらず、必要であれば設置のほどよろしくお願いいたします。

最後になりますが、防犯訓練や防災訓練は命を守る重要な訓練です。訓練のための訓練にならないよう、そして、子どもの大事な命を守るのも当然ですが、そこで働く先生たちの命を守るためでもあることを忘れないよう、よろしくお願いいたします。

私の質問を終わります。以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 以上、第 5 項、小中学校の安全対策の現状について、1 番川上議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第 6 項、若年層の投票率の向上について、1 4 番齋藤議員の質問を行います。

1 4 番齋藤議員。

○1 4 番（齋藤 昇君） 皆さん、おはようございます。1 4 番齋藤です。一般質問通告書に基づき、質問いたします。

質問事項は若年層の投票率の向上について。質問の趣旨ですが、選挙権が 1 8 歳以上に引き下げられて、早いもので 8 年余りが経過しました。次の世代を担う若者が社会や政治への関心を持つことは非常に大切なことであり、積極的な社会参加、政治参加の基本的な第一歩として、自身の選挙権を行使してもらうことが非常に重要だと感じています。

しかしながら、引下げ後に行われている選挙においては、投票率が伸び悩んでいるように思われます。現在、近い将来の国政選挙の実施がささやかれ、また来年度には、町の将来にとって非常に重要な府中町長選挙と町議会議員選挙が実施されます。投票率、特に若年層の投票率の向上が急務だと考えられますが、町の取組の現状をお伺いします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

行政委員会総合事務局長。

○行政委員会総合事務局長（小田上和史君） おはようございます。行政委員会総合事務局長です。14番齋藤議員からの一般質問、若年層の投票率の向上について、に答弁いたします。

選挙権年齢の引下げにつきましては、平成27年6月公職選挙法等の一部を改正する法律が公布され、平成28年6月19日以降の選挙より20歳以上から18歳以上に引き下げられました。これにより、府中町においても選挙人の数が約2%増加し、本年6月1日現在、18歳が465人、19歳が466人、計931人の方が選挙権を有しておられます。

この選挙権年齢の引下げは、若年層の政治参加による民主主義の土台の強化や、若年層の声を中長期的な諸課題の解決に反映させることを目指して行われたもので、議員御指摘のように、まずは選挙人一人一人に選挙権を行使していただき、投票率を向上させていくことが重要となります。

さて、投票率向上の取組に関しては、全国どの選挙管理委員会も試行錯誤しており、特に若年層の投票率を向上させるためには、若年層が投票しやすい環境の整備や、若年層に分かりやすい選挙情報の提供に合わせ、若年層に政治を身近に感じてもらい、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者になっていただくための施策が行われております。そのため、本町におきましては、投票しやすい環境の整備として、平成29年10月の衆議院議員総選挙から、つばきバスの発着点でもある大型商業施設イオンモール広島府中に期日前投票所を設置し、また、令和2年9月の町議会議員選挙から、設置日数を3日間から4日間に延長しております。また、これまで世帯主宛にまとめて郵送していた投票所入場券を令和3年4月の参議院議員再選挙から選挙人一人一人に個別に送付することとし、さらに、期日前投票の開始日までにお手元に届くよう、郵送の時期も改めました。

次に、若年層に分かりやすい選挙情報の提供として、LINEを活用した投票の呼びかけや投票所入場券に選挙管理委員会ホームページのQRコードを印刷するなど、スマートフォンをよく利用する若年層に合わせた選挙情報の発信を行い、また、県外の大学に進学された学生などが不在者投票をしやすくなるよう、マイナンバーカードを利用したオンラインによる不在者投票用紙の請求手続を導入しています。

また、投票率の向上に向けた中長期的な取組として、町内の小学校6年生や、安芸府中高校の生徒が学校で政治や選挙などを学ぶタイミングに合わせ、主権者教育とし

て出前講座を行っております。この出前講座では、本物と同じ特殊な材質の投票用紙と、実際の選挙で使用する投票箱や記載台を使用して模擬投票を行い、投票を身近に感じていただいております。そのほか、中学校の生徒会選挙における選挙機材の貸出しや、新たに選挙人名簿に登録された18歳の選挙人にお祝いのメッセージと啓発冊子の送付を行うなどの取組を行っております。

これらの取組の結果、府中町の投票率は、ここ10年で若干の上昇傾向が見られ、令和4年7月の参議院議員通常選挙では、広島県全体の投票率を2.96ポイント上回っております。しかしながら、依然、国政選挙においても、投票率は50%前後にとどまるなど、議員御指摘のとおり、決して高いとは言えない状況が続いています。

府中町選挙管理委員会としましては、投票しやすい環境の整備、分かりやすい選挙情報の提供、主権者教育や投票啓発事業など、投票率の向上に向けた取組を関係機関と連携を図りながら、引き続き、行ってまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2回目の質問ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 答弁、大変ありがとうございました。

平成29年10月の衆議院総選挙から、つばきバスの発着点でもある大型商業施設イオンモール広島府中に期日前投票所を設置し、また令和2年9月の町議会議員選挙から設置日数を3日間から4日に延長しておりますということで、結構いろんな形でやられてるんじゃないか思います。僕もイオンさんのほうには、個人的になんですが、非常によく行かせていただいているので、その成果が結構出てるんじゃないかというのを、目の当たりで感じております。

それともう1点感心したんですが、世帯主宛にまとめて郵送していた投票入場券を、令和3年4月の参議院再選挙から選挙人一人一人の個別に送付することとし、さらに期日前投票の開始日前にお手元に届くと。この郵送の時期を改めましたというのは、この施策は非常にどういうんですか、個別にやっぱりやることと、それから期日前投票の時期に合うような形でやられたというのは、これは大いに評価するんじゃないかと思います。

特にまた若者にLINEなどを活用して投票を呼びかけたり、投票所入場券に選挙管理委員会のホームページのQRコードを印刷されて、スマートフォンをよく利用す

る若年層に合わせた選挙情報の発信を行っている。また県外の大学生に対してもマイナンバーカードを利用したオンラインによる不在者投票の請求手続を導入しているということで、結構いろいろと努力がされている様子が、十分に分かります。

それで、現状において、私のこれは1つの提案なんです、小中学校の児童に対して取組をし、他市町村においていわゆる子ども向け議会というのを、これ開催している事例が最近よく話題になってると思います。子ども議会は、議会・行政の意義や仕組みを理解してもらうことを目的に実施されているもので、まちづくりや教育行政など、児童生徒にとって身近な話題を一般質問形式で市長や教育長に問うといった形が多く見られます。県内においても、福山市での開催や廿日市市でも、25年ぶりに「未来を話そう！はつかいち子ども議会2022」と題して開催され、僕はこれは大きな反響があったように思います。松本市長もしっかり答弁されてたのをYouTubeで見せていただきました。私はこの子ども会議の取組は、将来の積極的な社会参加、政治参加のきっかけづくり、また自分たちの住む町を自分なりに調べ、整理、発表することを通じて、住む町への愛着心につながるなど、非常に高い教育効果が期待できると思います。

当町でも古い記録となりますが、府中町議が一般質問をして、その結果、平成15年に教育委員会が、府中町南小学校の生徒を対象に、子ども会議を開催された実績があるようです。

コロナも第5類に移行して様々な行事が現在では復活しております。私も小学校、中学校の入学式、あるいは運動会ですね。南小学校、中央小学校、結構行きましたけど、子どもがはつらつとすばらしい演技をするのを、私も非常に勇気をもらっております。

本年4月よりこども家庭庁も発足しておりますし、この機会に子ども会議を開催することは、御父兄、府中町民に大きな反響を呼び、投票率の増加にもつながると思いますので、ぜひともこの子ども会議の実施を御検討いただきたいと思います。

以上、要望しまして、私の質問を終わります。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第6項、若年層の投票率の向上について、14番齋藤議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問全部を終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、がん患者支援と補正具購入費の助成を、15番益田議員の質問を行います。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 皆様、こんにちは。15番、公明党の益田芳子でございます。通告に従いまして、がん患者支援と補正具購入費の助成を、について質問をさせていただきます。

がんは医療の進歩により、治療、入院、退院、自宅療養、がん患者さんにとっては社会復帰と根治の可能性が大きく広がっている反面、がんの告知から始まる精神的な負担、治療による身体的なつらさ、経済や生活面での悩みや体の変化など、心の苦しみも大きいとされています。本日は、そうした御心配やつらさを抱え、治療を続けておられます皆様の支えとなる御答弁を心から期待をいたしまして、質問に入らせていただきます。

質問、がん患者支援と補正具購入費の助成を。質問趣旨、2019年に全国で新たにがんと診断された方は約99万人。また、生涯のうちにがんになるリスクは男性で約65.5%、女性で51.2%と、男女ともに2人に1人はがんになる傾向とされています。がんの早期発見や治療の進歩に伴い、生存率も上昇し、がん治療をしながら社会生活を続けられている方も多くおられます。こうした患者の方が尊厳を保ち、安心して暮らせる社会としていくためには、医療のほかに、がんとの共生、治療と仕事の両立、生活の質の向上などの支援が重要と考えます。

そこで、以下についてお伺いいたします。

1、思春期から若年成人（AYA世代）への支援について。AYA世代とは、一般的に15歳から39歳までの年齢層の方で、進学や就職、結婚、出産といった人生の転換を迎える時期にがんとなった場合、将来への不安や孤独を感じている人も少なくありません。中には、子育てと治療の両立に大変な思いをされている方もいます。このAYA世代のがん患者への支援について、どのように考えておられますか。

2、アピアランスケアへの支援について。アピアランスケアとは、抗がん剤など使用することによって脱毛などアピアランス（外見）に変化が起こった際に、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、がん患者さんの生活の質の向上を図る取組を言います。アピアランスケアは見た目を整えるだけではなく、その人がその人らしく生きるために必要な支援だと思います。

こうした取組の1つとして、医療用ウィッグの助成を行っている市町も多く、広島県においても、令和4年から心理的・経済的な負担を和らげ、社会参加を応援し、よりよい療養生活になるように、ウィッグ購入費用の一部を助成しています。また、アピアランスケアの取組としては、人工乳房（乳房補正具、胸部補正具）についても影響が大きいものと思います。医療ウィッグや補正具の助成などのアピアランスケアへの支援についてどのように考えておられますか。お尋ねをいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。15番益田議員の一般質問「がん患者支援と補正具購入費の助成を」について答弁いたします。

がんの治療につきましては、がんの早期発見や治療の進歩に伴い、生存率も上昇し、がん治療をしながら社会生活を続けられている方も多くおられ、議員御指摘のとおり、治療と仕事の両立、生活の質の向上など、医療のほかに患者に寄り添った支援が必要となっております。

御質問の1点目、思春期から若年成人（AYA世代）への支援についてですが、15歳から39歳の思春期及び若年成人（AYA世代）の方には様々な種類のがんが発症する可能性があると言われております。また、この時期は、議員御指摘のとおり、進学、就職、結婚、出産など人生の転機を迎える時期であり、将来への不安や孤独感を感じておられることと思います。

医療機関においても、相談支援センターを設置するなど寄り添った支援を行われております。また、町としましては、出産や育児などについてお悩みの方には、ネウボラふちゅう及び子ども家庭総合支援拠点等の専門職員が一人一人の御不安を聞き、支援につなげていきたいと考えております。

御質問の2点目、アピアランスケアへの支援についてですが、治療を継続しながら社会生活を送るがん患者が増加している今、治療に伴う外見の変化、例えば化学療法による脱毛（頭髪や眉毛、まつ毛など）などに対して、医療現場におけるサポートの重要性が認識されており、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者さんの苦痛を軽減するケアのことを、アピアランス（外見）ケアと呼ばれています。

化学療法による脱毛等に対するアピアランス（外見）ケアとしてウィッグを購入さ

れるいる方が多くおられますが、ウィッグの購入費は値段に幅があり、患者の負担が大きくなっています。議員御指摘のとおり、広島県では、がん治療による外見の変化に起因するがん患者の心理的及び経済的負担の軽減を通じて、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、令和４年度から広島県がん患者ウィッグ購入費助成事業を開始されております。この助成事業は、ウィッグ購入費の合計額の２分の１（上限額５万円）を助成するものです。また、県内では、広島県の助成制度に上乗せして、さらに助成している市町もあります。

がん患者の心理的及び経済的負担を軽減することで社会参加を応援し、よりよい療養生活となるよう、広島県の助成制度の周知を図るとともに、本町においても事業の研究を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） ２回目の質問ございますか。

１５番益田議員。

○１５番（益田芳子君） １５番益田です。御答弁ありがとうございました。

A Y A世代のがんについての特徴に、国立がん研究センター中央病院によりますと、年間約２万人のA Y A世代の方ががんの診断を受けておられ、その９０％以上は２０歳以上と、年代によって発症しやすいがんの種類が異なり、その中で罹患率が高い順位では、ゼロ歳から１９歳では白血病、２０歳から２９歳では胚細胞腫瘍、３０歳から３９歳では女性乳がん、子宮頸がん、消化器がんが多くなる割合が示されています。こうしたA Y A世代のがんについては、がん治療により学業の遅れや就労の中断、仕事や子育て、介護などの影響が出ることもあり、国の第３期がん対策推進計画の中にも、個々のA Y A世代のがん患者の状況に応じた多様なニーズに対応できるよう、情報提供や支援体制及び診療体制の整備等が求められておりますが、情報相談体制は十分でないとされています。

また、がん治療は長期にわたり、化学療法、放射線治療が行われ、自宅での療養や緩和ケアもあります。緩和ケアの充実では、東京大学大学院の教授でもあり、厚生労働省のがん緩和ケアに係る部会の座長でもあります中川恵一特任教授は、緩和ケアについて、終末期の医療、体の痛みを和らげるものというイメージを持つ人が多いが、それだけではない。むしろ、告知を受けたときの精神的なサポートが重要と言われております。がんと診断されてから１年以内に自ら命を絶つリスクは２０倍にもなるデー

タもあり、医療機関はもちろん、社会全体で患者や家族を支える仕組みが求められていると話されています。

御答弁いただきましたように、医療機関の相談支援体制はもちろん、町の支援についてもしっかりサポートができるよう、また情報提供をお願いしたいと思います。

1点目、AYA世代の40歳未満のがん患者の方が住み慣れた自宅で最後まで過ごす場合、介護保険が使える在宅サービスの利用はできませんが、介護費用の一部を助成する若年性在宅ターミナルケア支援を行っている自治体もあります。こうした支援の考え方についてお聞きします。

次に、アピアランスケアについて。令和5年3月28日に国が閣議決定しました第4期がん対策推進基本計画の全体目標には、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」と掲げられています。国が取り組むべき推進の中には、がん医療の充実に向け、診断時から患者と家族が感じるつらさなどに対し、緩和ケアとして、適切な支援体制、がんになっても自分らしく生きられる環境の整備、治療の影響による脱毛など患者の外見の変化に対するアピアランスケアの相談支援体制の充実も挙げられています。

がんによる抗がん剤治療では、副作用による脱毛のために作られている医療用ウィッグについて、調査のため、昨年の12月に府中町の生涯学習センターくすのきプラザ1階ギャラリーで、ウィッグヘアーの展示試着即売会がありましたので、参考のために行ってまいりました。担当者の方から医療用ウィッグの説明を受けますと、一般的なウィッグは地毛の上から着用しますが、脱毛した患者さんの場合は地肌に直接ウィッグを着用することが予想されております。そのためにウィッグを医療用に使用する場合は、頭皮の汗や皮脂を吸収するウィッグ下にキャップの着用やデリケートな頭皮に優しい素材を随所に使用。髪の毛の分け目が自然に見える人工皮膚をつけるなど工夫がされています。毛髪の材質や値段についても幅はありますが、仕事などで長時間使用する場合によっては、高価にもなるとお聞きをいたしました。

今年の4月に入り、町内の方から、「がんになり抗がん剤治療の副作用で脱毛するから、治療前に医療用ウィッグの申請をした際、県の補助があったので助かりました。でも、府中町でも補助があれば、皆さん助かる」とのお声も聞かせていただきました。今はつらい抗がん剤の治療中に加え、やはり髪が抜け落ちるのは想像以上にショックで、ウィッグを用意していなかったら、外にも出られなかったと話されています。全

国でも既に５６７に近い自治体で助成が始まっています。

以下、２点目について伺います。現在、広島県及び県内における医療ウイッグの助成実施の自治体数と支援内容について。３点目、また、広島県における令和４年度と直近の助成件数と、同じく府中町における申請件数をお聞かせください。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。益田議員の２回目の御質問３点ありましたうち、２点目と３点目についてお答えします。

御質問の２点目、広島県及び県内における医療ウイッグの助成実施の自治体数と支援内容についてですが、広島県内では、広島県のほか、海田町、熊野町の２町が実施されています。助成内容は、広島県はウイッグ購入費の合計額の２分の１（上限額５万円）を補助し、海田町及び熊野町においても５万円を上限に、広島県の助成に上乗せして助成されています。

次に、御質問の３点目、広島県における令和４年度から直近の助成件数と府中町における申込件数ですが、広島県において、令和４年度は９４５件の助成をされています。うち府中町からは２１名の方が助成を受けておられます。今年度は、４月、５月の２か月の件数になりますが、広島県が２８２件の助成をされており、うち府中町は８件となっています。

答弁は以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。私のほうからは御質問の１点目、ＡＹＡ世代のがん患者に一部自治体が行っている若年性在宅ターミナルケア支援についての考え方について答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、若年者のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるように、在宅サービスの利用料の一部を助成し、患者と家族の負担軽減を図る若年性在宅ターミナルケア支援について、全国的には多くの自治体で実施されている状況を把握しております。

事業内容としましては、主にはホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行う訪問介護及び車椅子やベッド一式など福祉用具の貸与について、１か月の上限額６万円のサービスを利用した場合、９割を助成し、自己負担額は１割の

6,000円となる内容となっております。住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるように支援することは必要なことと思いますが、御指摘の若年性在宅ターミナルケア支援も含めて、様々な事業について調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（梶川三樹夫君） 3回目の質問ございますか。

15番益田議員。

○15番（益田芳子君） 15番益田です。御答弁ありがとうございました。

若年性の在宅ターミナルケアについては、町のほうでも柔軟にこれから調査研究をしていただけると理解をいたしました。

がん患者のケアについて、静岡県立静岡がんセンターが2013年に全国がん体験者約4,000人を対象にしたアンケート調査の中で、がん診断後に経験した悩みや負担についての比較では、診療の悩み18.6%、身体の苦痛20.7%、心の苦痛38.5%、暮らしの負担22.2%の調査結果とありました。現在、医療の立場からは、県は緩和ケアについての情報提供もされてきておりますが、こうした患者さんや家族の方へのケアがまだまだ不十分でないともお聞きしております。ぜひ、町におきましては、特にAYA世代の方に対して寄り添う支援をぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、県の令和4年度のウイッグに対する助成件数も年々多くなっていることも分かりました。町においても、令和4年の4月から21人、令和5年に入り、既に2か月間で8人の方が既に申請をされています。全国の自治体の中には、ウイッグ以外にも助成での補正下着等の支援も対象になっております。様々な観点から、今後も広島県の助成申請によくよく注視をしていただき、町の独自の支援策を大いに期待をいたします。また、がんの早期発見におきましては、第4期がん対策推進基本計画に、自治体が行う検診の受診率の目標値を現行の50%から60%に引き上げられました。

最後に、本町におきましても、こうした検診率の向上にもしっかりと取り組んでいただきますよう、合わせて要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第1項、がん患者支援と補正具購入費の助成を、15番益田議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、ペアレントトレーニングの取組について、7番山口議員

の質問を行います。

7 番山口議員。

○7 番（山口晃司君） ペアレントトレーニングの取組について質問をいたします。

今年度より精神障害、精神疾患など心の病について40年ぶりに高等学校の保健体育の教科書への記述が復活しました。これにより高校生の時期より10代での発症も多い精神疾患への理解が深まり、早期発見・早期治療に結びつくことや、障害や疾患に対する偏見よりも、誰しものが自分自身の問題と捉え、相談しやすくなることが期待できます。しかし、精神疾患の問題として、周りからの偏見もそうですが、自分自身への偏見、家族からの偏見の問題がより根深く、特に早期治療へ結びつけるためには家族からの協力、家族への啓発が必要になってきます。

総務文教委員会で障害児への学習支援を取り上げた際、約8.8%の児童が学習面や行動面に著しい困難を示す発達障害の可能性がある。そのような状態だとの説明もありました。30人学級だとすれば、1クラス2人から3人に当たり、それだけの保護者が負担を抱えながら子育て、生活していることになります。今後、精神疾患に対しては、グレーゾーンも含め、家族をどう支援していくかということが課題になってくるとおもわれます。

そこで質問ですが、1、精神疾患の理解を深め、早期発見・早期治療に結びつけるために、家族への支援の必要性をどう認識していますか。

2、ペアレントトレーニングという発達障害のある（または疑いのある）子どもを持つ保護者を対象にした取組で募集をかけると、すぐに定員が埋まるほどに人気のある事業がありますが、事業の詳細と効果をどのように捉えていますか。また、府中町で取り組むことは考えていますか。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。7番山口議員の一般質問、ペアレントトレーニングの取組について、答弁いたします。

御質問の1点目「精神疾患の理解を深め、早期発見・早期治療に結びつけるために、家族への支援の必要性をどう認識していますか」についてですが、町では、まず乳幼児期においては、ネウボラふちゅうにおいて、健診や担当保健師による定期的な面談

等を通じて、お子さんの成長に応じた支援を、保護者と御相談しながら進めております。お子さんと保護者に切れ目なく寄り添うことで早期発見につながり、必要に応じて、医療機関等への専門機関へ連携したり、福祉支援が必要なときには、福祉課障害者福祉係と連携したりするなど、様々な関係機関と連携しております。

家族への支援としましては、子育て支援課の子ども家庭総合支援拠点の専門職員が定期的な訪問も含め、継続支援を進めております。専門職員による相談支援のほか、家事・育児支援も必要に応じて行っております。家族や保護者が孤立しないように、寄り添い支援を継続してまいります。

御質問の２点目「ペアレントトレーニングの事業の詳細と効果をどのように捉えていますか。また、府中町で取り組むことは考えていますか」についてですが、ペアレントトレーニングは、子どもとの関わり方や子育てに不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を行い、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援するものです。

具体的には、定員１０名程度で、おおむね５回から８回（各回９０分から１２０分程度）を目安に、グループワークを通して「子どもの褒め方」、「子どもの不適切な行動への対応」など、対話を通して学ぶことが想定されております。支援対象としては、親子の関係性や子どもとの関わり方などに不安を抱えている１８歳未満の子どもを養育する家庭で、改正児童福祉法により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる事業の中の１つである親子関係形成事業の主な支援メニューとなっております。実施主体は市町村となっておりますが、ＮＰＯ法人や社会福祉協議会への委託も可能で、先進的に実施されている自治体では、発達障害等に関するペアレントトレーニングを実施している事業者等に委託したり、ペアレントトレーニングを提供している講師を招いて、市町村で実施したりされております。

また、ペアレントトレーニングの実施に当たっては、保護者支援臨時特例事業として、ペアレントトレーニングの受講費や保護者指導支援プログラム資格取得費用等の補助メニューもあります。本町においては未実施の事業ですが、子ども・子育て関連の事業計画であります子ども・子育て支援事業計画の次期計画（令和７年度から令和１１年度）において、地域子ども・子育て支援事業のほかの新規事業とともに、効果的に事業を進めていけるように検討してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（梶川三樹夫君） 2 回目の質問ございますか。

7 番山口議員。

○7 番（山口晃司君） 御答弁ありがとうございます。

現在の支援メニューだと、どうしても中学校の高学年から高校生、新社会人までが十分にカバーし切れないように思われます。どんな病気でもそうですが、自覚症状だけだとどうしても後回しになってしまいがちですので、周り、特に家族ができるだけ正しい精神疾患の知識を持ち、治療にかかることを後押しすることが、早期発見、早期治療、早期回復、社会復帰につながりますので、子どもが発症しやすい年代の家族への啓発は考えていただきたい。これは要望しておきます。

次に、ペアレントトレーニングについてですが、広島県の公式サイトに、「ペアレントトレーニングとは、発達障害のある（または疑いのある）子どもを持つ保護者が、子どもの特性や具体的な対応方法を身につけることで、子どもの適応行動を増やし、子育ての負担の軽減が可能になることを目指し開発されたものであり、県としても普及に取り組んでいます」とあり、ペアレントトレーニングの実施に必要な知識や技術を習得できる環境を構築することを目的に、ペアレントトレーニングの広島版研修動画を作成し、公開しています。

このことから、広島県とすれば、動画作成に費用をかけても、講師育成の費用や時間が軽減され、ペアレントトレーニングの普及が早急に進めば、それ以上の効果をもたらすと考えているからだと思います。令和7年度からの次期計画の中で、親子関係形成事業について検討されていかれると思いますが、講師育成に対し、国などの補助や県のサポート、何より実施すればすぐに定員がいっぱいになってしまう人気に現れる保護者のペアレントトレーニングに対する期待を考慮し、実現に向けて前向きに検討していただきたいことを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梶川三樹夫君） 以上で、第2項、ペアレントトレーニングの取組について、7 番山口議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（梶川三樹夫君） ここで昼休憩といたします。再開は13時からといたします。休憩。

（休憩 午前11時43分）

(再開 午後 0 1 時 0 0 分)

○副議長（二見伸吾君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○副議長（二見伸吾君） 午前中に続いて、厚生関係第 3 項、自転車の利用の安全対策について、16 番橋井議員の質問を行います。

16 番橋井議員。

○16 番（橋井 肇君） 16 番橋井です。自転車利用者の安全対策について質問をさせていただきます。

警視庁交通局が作成した令和 3 年度における交通事故の発生状況等について、同資料の自転車関連交通事故の状況によると、令和 3 年にヘルメットを着用せずに交通事故で亡くなった方は合計 336 人。主な損傷部位は、頭部が 195 人で 58%、胸部が 40 人で 11.9%、頸部が 27 人で 8%と、頭部が最も高い数値です。また、ヘルメットを着用していた場合と着用していなかった場合で比較すると、非着用の方は着用者に比べ致死率が 1.6 倍にも上昇するというデータが出ております。先日の新聞には、「6 月 20 日、政府は閣議で 2023 年度版交通安全白書を決定した。ヘルメットを着用していなかった場合は、着用していたときに比べて致死率が 2.4 倍だった」と説明をしております。ですから、私が調べたときよりも致死率が上がっているというのが先日書いてありました。

改正道路交通法の施行により、令和 5 年 4 月 1 日から、年齢に関係なく全ての自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用義務が課せられることになりました。警察庁が今年 2 月から 3 月にかけて着用の実態を調査したところ、広島県での着用率は 4.2%にとどまっていて、着用する人をどう増やすかが課題となっております。

そこでお伺いをいたします。

1、自転車事故の実態と、マナーやルールを守り自転車事故危険運転防止を強化するため、どのような取組をされているのか。

2、小中学校での交通安全教育の徹底やルール・マナーの意識啓発への取組は。

3、子どもから大人まで、事故防止対策として、自転車利用者にヘルメット着用の必要性、周知はどのようにしているのか伺います。

よろしく願いをいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。16番橋井議員からの一般質問、自転車利用者の安全対策について、に答弁します。

現在、健康志向や環境意識の高まりなどに加えて、新型コロナウイルス感染症に対する対策として、人と接触を低減する取組や公共交通機関の混雑回避等の影響から自転車利用の関心が高まっています。

一方、便利な反面、自転車は、道路交通法では軽車両に位置づけられており、車の仲間であることから、ルールを守り、安全運転を行うことが求められていますが、近年、危険な運転等による事故が増え、社会的な問題となっています。

このことから、2022年11月には、自転車は車道が原則及び歩道は例外並びに新たにヘルメット着用を内容とする新しい自転車利用五則が定められ、事故の実態を表す客観的なデータに基づいた的確な対策と自転車の安全対策が進められているため、注視しているところです。

それでは、1つ目の御質問「自転車事故の実態を踏まえ、交通マナーやルールを守り自転車事故・危険運転防止を強化するため、町としてどのように取り組んでいますか」についてです。

まず、町内における自転車事故についてですが、広島県警の統計資料によりますと、令和3年は19件で、年齢区分は中学生1人、高校生3人、大学生1人、20代から64歳まで12人、75歳以上2人、令和4年も19件で、年齢区分は小学生2人、高校生2人、20代から50代12人、65歳から74歳3人となっています。

次に、取組についてですが、春・夏・冬の交通安全週間やつばき祭り等のイベント時における啓発チラシの配布、広島東警察による日常的な巡回、町の生活安全指導員によるパトロール、広報ふちゅうや府中町ホームページへの掲載による啓発を行っています。

また、新たな取組として、横45センチ、縦150センチの「自分の命を守るヘルメットをかぶりましょう」といったのぼりを作成の上、6月5日に向洋駅北口駐輪場へ3本設置しました。

続いて、2つ目の御質問「小中学校における交通安全教育や交通ルール・マナーの

意識啓発への取組は」についてです。

現在、町では、広島東警察、広島東交通安全協会、府中町交通安全推進隊の協力の下、4月に町内5つの小学校の1年生を対象とした交通安全教室、5月から6月にかけて、町内の小学校3・4年生を対象としたDVD鑑賞と実技指導という内容の自転車教室を、それぞれ実施しています。また、参考となりますが、自転車通学者が多い町内にある県立高校に対して、4月にヘルメット着用の呼びかけを含めた自転車教室を実施したという報告が広島東警察からありました。

最後に、3つ目の御質問「子どもから大人までの事故防止対策として、自転車利用者にヘルメット着用の必要性をより積極的に周知啓発する必要があると考えますが、町としての考えや取組は」についてです。

令和3年5月に町内の学校に対して、自転車の安全利用について、文書により周知を実施していますが、こういった取組の中でヘルメット着用の呼びかけを定期的に行うとともに、町内11幼稚園・保育園・認定こども園の新入園児を対象に5月と6月に行っている交通安全教室、先ほど説明しました、町内5つの小学校の新1年生を対象に4月に実施している交通安全教室の際に、保護者宛チラシを配布するという啓発を行いたいと考えています。また、町内の高齢者を対象に11月に実施しているシルバー・ナイト・スクールの際にもチラシによる周知を実施していきます。さらに、先ほど新たな取組として、のぼりを設置したと説明しましたが、こののぼりをさらに町内の主要道路等に設置したいと思います。

自転車を運転する際にヘルメットを着用することは、自転車に関わる交通事故被害の軽減につながると考えられるため、交通安全対策上も非常に有効であると認識しています。県内市町などの取組内容を踏まえつつ、より効果的な周知について、調査・研究を続けていきたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。親切な御答弁、大変にありがとうございます。町の様々な取組について知ることができ、安心をいたしました。現在の取組を引き続きお願いするとともに、一層の充実をしていただければと思います。

ここで2回目の質問ですが、ヘルメットの着用を促進するツールとして、他の自治

体が導入している助成制度について、町はどのようにお考えですか、教えてください。  
お願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○町民生活部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

16番橋井議員からの2回目の質問、「他の自治体が導入しているヘルメット助成制度について、町はどうお考えですか」について答弁いたします。

ヘルメット着用率を高める方法の1つとして、県内の幾つかの自治体で自転車用ヘルメット購入補助制度に取り組んでいることは承知をしております。広島県が県内市区町に対して、4月に実施しました調査結果によりますと、竹原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、神石高原町で購入補助を導入しておりました。その内容は、いずれも義務教育期間の小中学校における通学用ヘルメットに対する助成制度となっております。なお、6月10日付の中国新聞には、三原市が市民を対象に、1人につき1回2,000円を上限に、半額を補助する制度を7月から開始すると掲載をされておりました。当町では、両中学校とも自転車通学がないため、助成制度を導入している4市1町とは条件が合致しておりません。また、町域が狭く、行動範囲が広くないこと、交通の便もよいことから、県内の市町と比べて、自転車需要は多くないと思われます。

こういったことを踏まえるとともに、購入費用が高額ではないこと、改正道路交通法の施行後数か月しか経過しておらず、意識啓発が進行中であること等、総合的に判断して、現状では助成制度を想定することは考えておりません。しかしながら、自転車を活用した観光施策を推進しておりますので、県内市町などの動向を踏まえつつ、補助制度導入事例について調査研究を続けていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問はございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 16番橋井です。御答弁ありがとうございました。

ヘルメットの着用は努力義務であるため、着用するかどうかは利用者に委ねられているものの、事故の際に命を守る手段として、ヘルメットの着用は重要な役割を果たしています。今後も、法改正の趣旨を丁寧に周知し、着用を促していただきたいと思います。

います。

また、ヘルメット着用と同時に進めたいのが、交通ルール遵守に対する意識の向上です。道交法上、自転車は軽車両と定められており、車道の左側走行が原則となっています。信号も歩行者用信号ではなく、車両用の信号を守らなければなりません。飲酒運転はもちろん、携帯電話を操作しながらの運転も禁じられております。しかし、これらが守られていないケースを目にすることが多く、警察庁によると、昨年起きた自転車による歩行者との死亡重傷事故のうち、自転車側の法令違反は7割を超えていたそうです。今回の法改正施行を契機に、安全走行に対する意識を高める取組もお願いをいたします。

今後、調査研究を継続してまいりたいというお考えをお聞きしましたので、今後の取組について期待をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第3項、自転車の利用の安全対策について、16番橋井議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、府中町ゼロカーボンシティ宣言について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 田中伸武です。お願いします。府中町ゼロカーボンシティ宣言についての質問であります。

この宣言は3月の定例会で、町長の施政方針で示されました。宣言、実際に読み上げる宣言ではありませんでしたけれども、広報の4月号には大きく表紙で写真つきで取り上げて、ホームページにもアップして、そうやってきちんと示しているというものであります。内容のポイントとしては、気候変動による異常気象が多発し、その対策は喫緊の課題だということで、国際会議や政府の目標を示した上で、最終的に府中は「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言します」とあります。

我が議会でも、児玉議員が昨年、一般質問で一度ならず取り上げて、それに応えたものになった宣言でありますけれども、この宣言という形は、府中では1982年の非核都市宣言に次ぐというものでありましようか。40年ぶり、力の入れようがよく分かるという、そういう宣言だと思うわけであります。

ゼロカーボンシティはそのまま読み取れば、ゼロ、炭素、町だから、二酸化炭素を

出さない町だということになるわけですが、そのまま取るとあり得ないわけでありますよね。車に乗ったり工場が動いたり。人間も息すなや、二酸化炭素を出すなやということになるわけですが、これはもちろん実質ゼロ、ニュートラル、ニュートラルというのも何か中立という意味なんでちょっとどうか思うわけですが、 $\text{CO}_2$ を出す分と、植物何かがそれを吸収する分を差し引いて、つっぺにすると。そういう状況を持っていこうということなわけですが、この理屈はあっちこっちで説明されていて、やっと分かるようになったわけですが、結局、二酸化炭素出すけれども、出す量を減らしていこうという宣言なわけであります。いちゃもんつけるようなわけですが、1つのシティでニュートラルにするということは、これはなかなか難しいわけで、特に府中なんかは町の半分しか緑はないわけですし、そこに、その半分このところに5万2,000人が住んで生活を営んでるわけですから、府中の町だけでも、実質ゼロのニュートラルにももちろんできないと。かなり、そうするとこの宣言というのは、ゼロという数字を示しながら、実質ゼロでもないし、ニュートラルでもないし、理念的な大きな目標だということとは分かるわけであります。

そうした宣言をすることによってでも我々としては取り組んでいかなければならない。さて、どう取り組んでいくか。そこで、お尋ねであります。

1つ、まずはなぜ「宣言」なのか。その狙い。まちづくりの構想や計画、施策における位置づけ。これ、「宣言」は何なのかと。

2つ目。この宣言をする前から、もちろん $\text{CO}_2$ 排出を抑えるために低炭素化、脱炭素化、あるいは省エネ、その取組がされておるわけですが、宣言の前からでも取り組んでいると。それをどう評価するかと。あるいはまた、当面のこの2023年度の予算、3月で予算通りでしたが、そこで取り組む事業というのはどういうものなのか。どうなってるかと。繰越しするものも一部あるわけですが、当面の取組。これを2つ目のお尋ねであります。

そして3つ目のお尋ねは、脱炭素あるいは低炭素、脱温暖化、似たような意味で言われるわけですが、こういう全町的なあるいは、全町的というか、全世界的、地球的な取組に対して、府中町としては、ある程度、身の丈に合った取組が必要なのではないかと。府中という特性に合った取組も要るのではないかと。そして4番目の質問ですが、どうやって取組を考えていくのかであります。

府中町は御存じのように、自動車産業を中心とした工業も盛んであって、町工場も

たくさんある。CO<sub>2</sub>でいうと、そういう産業部門の排出量が非常に大きい町であります。こういう特性がある。

一方で、町は非常にコンパクトで人口密集地である。家が山裾まで迫っている。こういう個性に合わせた取組を何か考える必要があるんじゃないか。そういう見通しについてであります。

国は自治体の取組に対して2つの視点を示しているわけですが、そういう視点からどう考えるのか。1つは、役場を中心とした事務事業の取組。もう1つは、民間とか町民とか、そういうものを対象とした区域での施策。こういったものを2つの視点で大きくは考えなさいということを示しているわけですが、この点からどう考えるのかということです。

以上、宣言にかこつけて、我が町でどう取り組むのかということを考えていまして、まずは質問させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（森本雅生君） 町民生活部長です。6番田中議員からの一般質問、府中町ゼロカーボンシティ宣言について、に答弁します。令和4年12月議会の児玉議員からの一般質問で答弁した内容と重複するところもございますので、御了承いただければと思います。

質問の1つ目、1、「なぜ「宣言」か。その狙い。施策における位置づけは」についてですが、ゼロカーボンシティとは、環境省により「2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体」と定義されています。当町は令和5年3月13日に、全国で908番目として宣言したのですが、宣言の趣旨、狙いとしては、全国の宣言を行った地方自治体と同様に、地球環境をめぐる社会情勢の大きな変化、特に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動きに呼応し、町の取組を加速するため、宣言を行ったものです。

ゼロカーボンシティの実現は、行政だけでは当然、達成できません。住民、事業者の皆様の御協力、協働が必要不可欠であり、宣言により、町としてみんなで取り組んでいくということを共有していただく意義も踏まえたものでございます。

施策における位置づけですが、第4次総合計画では、低炭素型のまちづくりの推進

を単位施策として位置づけ、計画期間である令和7年度まで取組を進めているところです。令和8年度以降については、次期総合計画や次期環境基本計画などに位置づけし、施策を実施していく予定としております。

次に、質問の2つ目、「これまでの低炭素、省エネ関連の取組と評価。2023年度など当面の計画について」ですが、当町の温室効果ガス排出量は、統計値として2013年度比、2020年は約19%削減となっております。削減の要因としては、再生可能エネルギーの増加と火力発電電力量の減少等により発電時における二酸化炭素の排出量が減少したほか、家電や業務設備等の買替えが進むことで省エネが徐々に進んだことなどが要因と考えられます。

町の事業としては、森林が本来持つ公益的機能を維持保全するための森林整備事業や、脱炭素・省エネなどの情報発信、イベントなどによる意識啓発の実施により、脱炭素・省エネに努めてきたところです。

2023年度など当面の計画については、県の計画との整合性を図るため繰り越した環境基本計画改定、地球温暖化防止実施計画（事務事業編）策定を行います。環境基本計画は7月、実施計画は9月に完成の予定です。

2023年度事業は後期実施計画に計上していた個人向け補助制度を令和6年1月には開始したいと考えており、また、二酸化炭素吸収源対策としての間伐事業についても特定財源を確保し、加速化していく予定としております。

3つ目の質問、「府中町の特性や課題をどう見るか」についてですが、議員御指摘のとおり、府中町の特性としては、排出量のうち、産業部門が約8割を占める状況で、これは、ものづくり産業が集積している広島県の特性でもあります。目標達成の課題としては、排出量が多い産業部門の削減が重要と考えておりますが、温室効果ガス排出量の削減は、産業、運輸や民生など部門ごとに求められる技術開発の水準や実装のスピード感が異なります。これまでも事業者自らが排出量の削減に取り組まれてきたところですが、様々な事業者、機会を通じ、連携、協力、情報共有を図り、目標達成に向け、長期的に取り組んでいきたいと考えております。

また、コンパクトで人口密度の高い町の特性についてですが、環境省の地方公共団体実行計画（地域施策編）策定・実施マニュアル（本編）では、「地方公共団体は従来の拡散型の都市構造を集約型に転換することを基本的な方針とし、将来の人口減少等を考慮して都市をコンパクト化（職住近接や集住化等）することにより、脱炭素型

の都市・地域づくりを総合的かつ計画的に推進する必要がある」と示されています。

コンパクトで人口密度の高い特性は府中町の強みであると考えており、それを踏まえて、環境施策に取り組んでいきたいと考えております。

最後、4つ目の質問「今後の取組方と見通し。事務事業と区域施策の在り方」についてですが、町では、国や県の中期目標に合わせ、2013年度を基準年度、目標年度を2030年度とし、39.4%の温室効果ガス排出量削減を環境基本計画に目標として設定しました。この目標を達成するため、第4次総合計画の計画期間である令和7年度までは、現在、位置づけしている事業を着実に実施し、令和8年度以降については、次期総合計画で事業費等も踏まえた施策を位置づけ、目標達成に向けて取り組んでいきたいと考えております。

地球温暖化防止実行計画の事務事業は今年度策定し、2030年度における町の事務事業・公共施設から排出する温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、必要となる対策等を示していきたいと考えております。地域施策に関する計画の策定については、今後検討してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○副議長（二見伸吾君） 2回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 田中伸武です。答弁ありがとうございました。

宣言は908番目ということで、日本全国の自治体1,788から見るとちょうど真ん中辺ぐらいでやったのかなということになるわけで、全国的にいろんな足並みをそろえて取り組もうという、そういう意味でもあるということが分かるわけでありませう。この宣言が町の取組を加速させるというのが1つの大きな意味なんだと。加速。それも御答弁よく分かりました。当面の令和7年度までの計画、そして令和8年度以降の次の計画、そういう中でいろいろ考えていこうじゃないかということも御答弁よく分かるわけです。

そこで再質問ですけれども、私の問題意識としてはやはり、この取り組むときに、こういったアイデアを打ち出すか、こういった政策を打ち出すかと。そのためにはやっぱり府中町の排出状況というのを把握しておく必要がある。そう思うわけなんですけれども、いかがでありませうか。ここは事前に、この質問のやり取りをさせていただいた中でも出たんですけども、環境省の資料とか、あるいは町のこの環境基本計画に出

ている資料では、府中町の温室効果ガスの排出量は、先ほどの答弁でもあったように、2013年から2020年までの7年間で19%削減されたんだということになって、数値がはっきり示された。ところが、この19%の削減というのは、実際に測って、府中町のあっちこっちでCO<sub>2</sub>出とるのを測って、19%減ったでというものじゃないわけですね。統計的な計算だと。これで町の実態というのがつかめるのかどうか。これは別に府中町に限ったことではないんですが、日本国全体それぞれの町で、どこがどう削減されとるんか、というのが分かるんかという問題であります。

仮定の話で家庭の話をしますけども、例えば府中町の町民が、極端に言えばですよ。町の家庭全部が電気やガスを節約して、日の出とともに起きて、日暮れとともに寝床につく。そんな生活してエネルギーはほとんど使わないようにしたと。仮にですよ、やったとしても、府中町の温室効果ガス削減のデータというのは変わらない。統計としては変わらないし、環境省が示すものには変わらないわけであります。これは極端な例ですけれども。つまり、こういった府中ならでは何かどっか頑張ってるんじゃないの、いやそうではないんじゃないのというところを、どうつかんで、どう取り組んでいくか。ここがなかなか難題じゃないかなと思うわけであります。町工場が多い、でも町工場でひよっとしたら、非常に府中の町工場、いろいろ頑張ってる、節約・省エネに努めていて、実は工業出荷額に比べて、案外、排出量は少ないかもしれない。でも、それは出てこないわけですね。あくまで日本全国県全体のデータだろうと思われるわけでありますけども、ここのところの府中ならではの、あるいは各市町の特性をどう把握するのか。今のデータで大丈夫なのかという点を、改めてもうちょっと詳しく御説明いただいて、考えたいと思うわけであります。そうした上で何かアイデアが出てくるのではないかとということで、その点を1つ再質問させていただきたいと思います。お願いします。

○副議長（二見伸吾君） 答弁。

環境課長。

○環境課長（砂崎勇介君） 環境課長でございます。6番田中議員からの2回目の御質問について答弁いたします。

まず先ほど御質問にもありましたが、府中町、この数字、統計値でということ、1回目の答弁でいたしました。こちらの温室効果ガス排出量につきましてですが、推計に当たっては、実績値活用法、それから府中町で採用している炭素量案分法という

ものがございます。府中町が採用いたしております炭素量案分法というのは、エネルギー使用量の実績値がなくても推計が可能な手法で、最も簡易な統計の手法とされております。こちらにつきましては、初めて区域施策編を策定する中核市未満の市町村における標準的な手法として位置づけられているものでございます。この手法による算出方法につきまして、一例といたしまして、産業部門の製造業の二酸化炭素排出量について説明したいと思います。

製造業から排出される二酸化炭素は製造業の製造出荷額等に比例すると仮定をいたします。その基、都道府県別エネルギー消費統計の製造品出荷額等当たり炭素排出量を市区町村の製造品出荷額等で案分をし、それを二酸化炭素に換算して推計するというものでございます。この今、製造業の一例を申し上げましたが、製造出荷額等に比例すると仮定する製造業のほかにも、従業員数に比例すると仮定する建設業、工業、農林水産業、業務部門、それから世帯数に比例すると仮定する家庭部門、自動車保有台数に比例すると仮定する運輸部門などがございます。

こうした統計の手法でございますが、田中議員のほうから特性に応じた分析が必要でないかという御質問がございました。この手法につきましては、府中町の製造出荷額や従業員数、世帯数などを用いて算出する推計方法でございますので、現時点で府中町の実態に即した推計方法であると考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、この手法は全国または都道府県の炭素排出量を部門的活動量で案分して推計する方法でございますので、町の特性に応じた排出量の分析、対策施策の効果の分析は正しく把握できない場合も想定されるため、炭素量案分法が実態と乖離していないかは、毎年行います年次評価の際に検証いたしまして、推計手法の選択についても、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（二見伸吾君） 3回目の質問はございますか。

6 番田中議員。

○6 番（田中伸武君） 3回目なのでこれで終わりますけれども、ありがとうございます。

ちょっと一部言わなかったことがあるんじゃないけど、町の実態というのが個性あふれる炭素削減になっとなるかどうか、それは分からない。案分、そういうやり方でしか今は推計できない。それはよく分かりました。これは打合せのときもお話ししたんです

けど、やっぱり環境省のやり方にもちょっと私は問題があると思うわけであります。

環境省のホームページには、自治体カルテというのが載っているんですね。全国1,700の自治体それぞれに全部、あなたの町の炭素排出はここが強い、ここが弱い、ここは何%だ、だからこうしたほうがいいんじゃないかということを、1つの自治体当たり10ページぐらいにわたって詳細に載けておるわけでございます。これを見ると、カルテという表現なので、一つ一つの町に聴診器を当てて、あんたは肺が悪いよ、いやでも胃腸は強いよと。あるいは、あんたは足腰は強いけど、上半身弱いねとか、そういうことをきちんと診断しているものだと、つい思い込むわけでありましてけれども、今、御答弁にありましたように、一定の案分法であり、県単位の特性を示したものです。環境省の自治体カルテの府中町の部門は、これはCO<sub>2</sub>の排出量、先ほどの温室効果ガスとはちょっと違うところもあるようですけども、産業部門の排出が89%、家庭部門が4%、運輸部門が3%などとなっております。でもこの排出量は、やはり同じように、人口だったり家庭の数だったり、あるいは工業出荷額でその町の統計的に割り算したものであると。だったら、もともと1つの県単位の数字を県の平均で見たようなものだというふうに思えるわけで、あなたの町がこうだと言わずに、あなたの県はこうですよというふうに言ったほうが統計的には正しいんじゃないかと私は思うわけでありましてけれども、これは恐らく環境省が、各市町に責任を持ってあなたの町でも取り組みなさいと、こういうデータ示してるんだよということを示してるのではないかと。そういうための仕掛けではないかと私は推測するわけであります。

そういう中で、唯一、各町別でデータが出てきているのが太陽光発電に関してであります。町のこの環境基本計画の資料にもありますけれども、家庭戸建て住宅への太陽光発電の導入、これは住宅土地統計調査結果に基づくものだそうですけども、平成30年時点で、広島県内では7%なのに、府中町は5.7%だと。これははっきり府中町が広島県の中でも進んでないと。太陽光発電の購入を後押しする制度がなかったということも、1つの要因かもしれませんが、数字として出ているわけでありまして。この太陽光についてのデータははっきりしているので、町もここに注目して、2023年度、太陽光の補助制度を遅ればせながら設けるといって、新年度予算を組まれておること、これは狙いとしては遅れとるところを進めようとしてるのかなということ、非常に理解できるわけでありまして。ただ、1件5万円という話が当初出たので、ここのところは今の時点では、金額について議論があるようですけど、スタート

して、しかも3か月分でスタートしようということなので、ここからまた発展させていくことは大いに考えられるわけであります。

それから、太陽光だけではありませんけども、今後の見通しの中では、今のような統計データには現れない、太陽光は現れたわけですけども、それ以外はないわけで、太陽光以外のやはり町の特性とか遅れてるところ、進んでるところ、あるいは新しく考えられること、ここを探し出していかにかいけんと。これが今からの取組として大きな課題だろうと思うわけであります。

産業の部門が多いというところで、いろんな町工場にも出向いていたり、情報共有したりするような、そういう働きかけも町はやるようにお伺いしておりますが、これも非常にいいことだろうと思います。数字に表れない一つ一つの取材を通して、何か見つけることができるかもしれない。あるいは、いろんな脱炭素、低炭素、省エネのアイデアは、もうあらゆるものが環境省の事例集にも載っておりますし、テレビ、新聞でもいろいろ取り上げられとるわけですが、その中で府中にあったものもこれも探していかにかいけんと。

僕は町のコンパクト、町の特性は、先ほどの答弁でも強みであるという御答弁ありましたけども、その強みを生かすような、やっぱり具体策が要るんじゃないかと。これは直接関係ないかもしれませんが、やっぱり山裾に近い団地が多いから、交通施策として、いわゆるデマンド型タクシーがバスに代わってそこそこ人気がある。でもこれはデマンド型タクシーの案外普通のタクシーより省エネだったり、あるいはマイカーをそれに乗り換えることで省エネだったり、交通施策ではあるけれども脱炭素の取組でもあることになるわけです。統計としてはガソリンの消費量に、町のガソリンの消費量には響かないかもしれないけれども、そういうアイデアもあるかもしれない。あるいは山林の開発を抑制すること。町内でもまた安芸府中高校の近くで開発の話があるようですけども、こういったものにどう抑制していくかということも、町ならではのいろんな取組の1つかもしれません。実際、平成26年度には、町はコンサルタントに委託して、スマートコミュニティー構想という報告書を出させたことがありました。これは公共施設のほか、空き家の屋根も利用した太陽光パネルの設置とか、あるいは家庭の生ごみを発酵させたバイオガス発電、いわゆる都市の近郊の住宅密集地ならではのアイデアがコンサルのほうから出たことがありました。実現に至るものは、今のところほとんどないようですけども、こういった町の特性をどう見て、

どう生かすかというアイデアはやっぱりこれから探さなきゃいけないのんだろうなと思います。

つい最近、これも新聞見ながらあれっと思って、6月21日ですけども、再エネ、地産地消を目指す。これはちょっと田舎型ですけども、太陽光発電や小水力の発電などの、地域で小さな発電して、そこで消費する。これが結構、最近流行りになった。トレンドになってると。これ環境省も、先行地域として認めておるといような記事が出たりしていました。

先ほどの、企業訪問してアイデアを交換するということも大切だろうと思います。数字に表れないところで何かひねり出すということも大切だろうと思います。ここはもちろん役場だけではできるものではないし、町民もこぞって考えなきゃいけないところですが、先週まで募集していた環境基本計画に対するパブリックコメントでは、どうも応募がなかったようにも、町民からは意見が出なかったようにも聞くわけですけども、ここらに何かアイデアを掘り起こすための仕掛けというのは、やはり役場も考えないけん。それに応える町民、我々も頭をひねらなきゃいけないということだろうと思うわけであります。

以上、いささかちょっと私の一方的な意見、あるいは提案発表のような形になったかもしれませんが、ゼロカーボンシティ宣言にかこつけて、やはりみんなで考える機会をつくって、そしてこれからもまちぐるみ、あるいは町民ぐるみで考えていきたいと。そういうことをこの質疑を通して理解させていただいたと思います。

以上、3番目の質問として、私の提言だらけになったかもしれませんが、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（二見伸吾君） 以上で、第4項、府中町ゼロカーボンシティ宣言について、6番田中議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（二見伸吾君） ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（二見伸吾君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は6月27日午前9時30分から会議を開きます。

お疲れさまでした。延会。

(延会 午後 1 時 5 1 分)